

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

学則第1条にある「リハビリテーション医療を通じて、社会における医療、保健、福祉の分野に貢献できる、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を育成する」という目的の基、①愛と和の心を持ち、自発的に考え行動ができる人 ②対象者と対象者を取り巻く人達が、その人らしく生きるために科学的根拠に基づいた支援ができる人 ③生涯に渡って自己研鑽できる人を養成する。

当校では上記を満たす人材を養成するための教育課程を編成しており、定期試験・実技試験等適切な成績評価基準に基づいて単位を認定している。

所定の修業年限以上在学し、全教科目の単位を修得した者に対し、学校長は卒業判定会議における決議を経て卒業の認定を行う。

卒業認定を受けた者には、卒業証書並びに高度専門士(医療専門課程)の称号を授与すると定めている。